

東三河広域連合告示第54号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年8月10日

東三河広域連合長 長坂 尚登

この告示による送達の効果は、令和8年8月17日に発生する。
なお、東三河広域連合介護保険課にて保管している書類は、住所又は居所が判明次第交付する。

公示送達書

介護保険法第129条に規定する保険料

送達すべき書類：介護保険法第136条及び東三河広域連合条例第52条に規定する書類	
整理番号	氏名
1	堤 パウロ マサトラ
2	黒川 孝信
3	竹内 昭
4	榊原 まつゑ
5	松井 伸二
6	伴 泰憲
7	田代 健史
8	森 美喜子
9	藤田 徳枝
10	秋山 一代
11	芳崎 吉子
12	渡會 カズ子
13	富田 千鶴子
14	深田 賀子
15	山中 ヤチ子
16	塩谷 さだ子
17	小田 進
18	藤木 幸枝
19	藤木 紀之
20	今野 ダヴェ
21	金 タキエ
22	大羽 理
23	I SH I K A W A N A K A Y A M A E D N A K A Z U K O
24	中山 清
25	河合 彌太郎
26	竹内 昭
27	浦戸 孝
28	松本 成子
29	大林 紘
30	石川 正敏
31	原田 弘
** 以下余白 **	